

令和8年度兵庫県立大学スクールバス運行業務委託契約

兵庫県公立大学法人（以下「甲」という）、○○○○（以下「乙」という）と兵庫県立大学生活協同組合（以下「丙」という）は、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の処理を乙及び丙に委託し、乙及び丙はこれを受託する。

1 甲から乙への委託事業

スクールバス（中型車両1台）の運行

ア 区間 明石看護キャンパス～神戸商科キャンパス

イ 便数 別紙スクールバス運行業務委託仕様書のとおり

運行時における「利用券（@200円）」の回収及び利用実績の報告

2 甲から丙への委託事業

第3条に定める委託期間のみ使用できるバス利用券（以下「利用券」という）の作成、に定める場所での利用券の販売及び販売金額から払戻金額を差し引いた金額（以下「販売実績」という）の報告〔前期（4月1日～8月31日）販売実績、後期（9月1日～2月28日）販売実績の委託期間内2回報告〕販売実績に応じた乙への利用券の売上金の支払い（販売手数料を除く）

利用券販売場所：兵庫県立大学生活協同組合神戸商科キャンパス店及び明石看護キャンパス店

第3条に定める委託期間内に定める期間（おおむね該当年度の1月・2月）における利用券の払い戻し

（処理方法）

第2条 乙及び丙は、この契約、別紙スクールバス運行業務委託仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託業務を履行するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）までとする。

（委託料）

第4条 甲から乙への委託料は、年額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）を限度とし、利用券の販売実績に応じて減額する。甲から丙への委託料はバス利用券の販売手数料をもって替えることとし、販売手数料は利用券の売上金の10%とする。丙は利用券の売上から販売手数料を差し引いた額を乙に支払う。

（運行日の変更及び委託料の精算）

第5条 甲は、必要に応じて運行日を変更することができる、この場合において、運行日数が別紙スクールバス運行業務委託仕様書に記載されている日数を超過したとき、又は下回ったときは、甲、乙協議のうえ第4条に定める委託料に加算又は減算する。

2 前項の規定により、第4条に定める委託料が加算又は減算された場合は、当該加算又は減算後の額を委託料とし、この場合においては、変更契約を省略できるものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金　円を納付する。ただし乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を甲に提出した場合は、甲は兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成25年法人規程第56号）第27条第1項第1号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

なお、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他公共的団体（本学を含む）とその契約と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたって契約し、それをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと本学が認めるときは、契約保証金を免除する。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託事業の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、委託事業を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 誓約書を提出するとともに、誓約書裏面の「個人情報取扱特記事項（改正）」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙及び丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、第1条に掲げるバス利用券の盗難及び紛失による損害は丙において負担する。

(再委託の禁止)

第10条 乙及び丙は、委託事業の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(内容の変更等)

第11条 甲は、必要に応じて、第5条に定める運行日の変更以外に委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙丙協議して書面によりこれを定める。

(調査等)

第12条 甲は、乙及び丙の委託事業の処理状況について、隨時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙及び丙に適正な履行を求めることができる。

(実績報告)

第13条 乙は、毎月の委託事業が完了したときは、利用券の使用実績、運行日数、運行便数、利用者総数を実績報告書に記載し甲に提出しなければならない。

2 乙は委託事業が完了したときは、丙に使用済み利用券を交付するとともに利用券の使用実績を報告しなければならない。

3 丙は前期末（9月1日以降）、後期末（3月1日以降）に甲及び乙に対し利用券の販売実績を報告しなければならない。

(委託料の支払)

第14条 委託料の支払は毎月払とする。乙は、当該月分に係る委託業務が完了し、前条による実績報告が甲により適正と認められたときは、契約金額を第4条に定める委託料を委託期間11カ月で除した金額を限度とし甲に請求することができる。また第4条に定める販売手数料を差し引いた利用券の売上金の残額を丙に請求するものとする。

2 甲及び丙は、請求書により委託料の請求があったときは、請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに委託料を支払わなければならない。

(危険負担)

第15条 乙は、その責に帰すべき理由により、甲及び第三者に対して損害を与えた場合は、甲及び第三者に対して損害賠償の責を負わなければならない。

2 乙の過失等により、運行上の事故が生じた場合は、乙の負担において損害賠償の責を負わなければならない。ただし、本学乗車人の不注意により、本人並びに他の乗車人に与えた損害に対してはこの限りではないものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第16条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75%の割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

(解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

第17条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関してその公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第17条の3 甲は、第17条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合

が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第18条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第3項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第19条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

第20条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第21条 乙及び丙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第22条 乙は、乙または乙が代理人、支配人その他使用者若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託事業が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項については、兵庫県公立大学法人契約規程によるほか、必要に応じて甲乙丙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 神戸市西区学園西町 8 - 2 - 1

兵庫県公立大学法人

理事長 國井 総一郎 印

乙

印

丙 神戸市西区学園西町 8 - 2 - 1

兵庫県立大学生活協同組合

理事長 松村 浩貴 印

【適正な労働条件の確保に関する特記事項の例】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない

旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表(第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

誓 約 書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記 1 及び 2 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他本学が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県公立大学法人理事長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に係る再委託の取扱いについて、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

令和8年度兵庫県立大学スクールバス運行業務

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務（以下「契約業務」という。）の全部又は主体的部分（契約業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。
- (2) 契約業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）ようとする場合は、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を提出し、承認を受けること。
- (3) 兵庫県立大学法人の承認を得て再委託等する第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に対しても、上記(2)の義務を負わせ、当該義務を遵守させるために必要な措置をとること。
- (4) 契約業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等する場合（3次委託等）には、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、承認を受けること。また、4次委託等以降の場合も同様に承認を受けること。
- (5) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、承認を受けること。
- (6) 契約業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、全ての責任を負うこと。
- (7) 本契約の別記「個人情報取扱特記事項」に代えて、裏面に記載の「個人情報取扱特記事項（改正）」を遵守すること。
- (8) 誓約書提出日時点において、上記(1)から(6)に反する再委託等を行っている場合、速やかに是正すること。
- (9) 上記(8)の是正を怠り、又は、今後新たに上記(1)から(7)に違反し、個人情報を含む機密情報の漏洩、その他県に損害を与えたときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県公立大学法人理事長 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電子メール

【個人情報取扱特記事項（改正）】

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（事務従事者への周知及び指導・監督）

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

（責任体制の整備）

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本契約業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

（遵守状況の報告）

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（事故発生時における報告）

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。